

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スロバキア	スロバキア国立ジリナ室内管弦 楽団楽器・音響・照明機材整備 計画のための贈与に関する日本 国政府とスロバキア共和国政府 との間の交換公文	スロバキア国立ジリナ室内管弦楽団楽器・音響・照 明機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	46,100 千円 H18.3.31まで	H18.2.3 ブラチス ラバで (同日)	日本側 蔵頭 蔵在 スロバキ ア大使 エドゥアル ド・クカン 外務大臣	H18.2.14 93号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、広報における外務省告示番号をいう。